

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けての 小・中学校における対応状況について

資料 1

基本的感染対応方針

- ・ 外部との接触機会を極力減らす
- ・ 行事の見直し（実施・縮小・中止）
- ・ 3密を避ける

※令和元年度～令和3年度の対応

- ・ 臨時休業（令和2年3月～6月）・分散登校の実施（令和2年6月）
- ・ 夏季休業日の短縮（令和2年7月～8月）・水泳授業の中止（令和2年）
- ・ 短縮授業の実施（令和3年9月）・修学旅行等の宿泊行事の中止
- ・ 各種行事の規模縮小（運動会や体育祭など）・保護者の来校を制限

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けての 小・中学校における対応状況について

新しい生活様式の導入

- ・ ウイルスを校内に持ち込ませない
- ・ ソーシャルディスタンスの確保
- ・ 消毒、換気、加湿

※令和元年度～令和3年度の対応

- ・ 毎日の健康チェック・風邪症状がある場合の登校自粛の要請（家族の体調不良も同様）
- ・ 教室内外でのソーシャルディスタンスの確保
- ・ 手洗いや手指消毒の徹底・マスクの着用・放課後の消毒作業（第一生命との連携）
- ・ 黙食の実施・教育活動の制限（家庭科や音楽、体育において）

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けての 小・中学校における対応状況について

学校・教育委員会・鴻巣保健所・地区医師会との連携

- ・ 学級閉鎖、出席停止基準の設定
- ・ 校外学習ガイドライン
- ・ 可能な限りの教育活動の実施支援

※令和元年度～令和3年度の対応

- ・ 県教委からの情報の周知及び共有 ・ 感染者発生時の対応支援（健康づくり課との連携）
- ・ 北本市立小・中学校における臨時休業等の目安の作成
- ・ 校外学習時の基準の設定 ・ 修学旅行等キャンセル料の負担
- ・ 市の対応方針の保護者への伝達 ・ 部活動の取扱いの共通理解